

健肝発1016第1号 平成30年10月16日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 肝炎対策推進室長 (公印省略)

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正 について

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の取扱いについては、平成30年7月12日健肝発第0712第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い」により示しているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日より適用することとしたので通知する。



### 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い

1. 医療給付の申請について

(1)

(略)

① 70歳未満の申請者

ア〜エ

(略)

- 才 別紙様式例6による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票 (以下「入院記録票」という。) (医療の給付を受けようとする日の属する月 以前の12月以内に、指定医療機関において実施要綱3(2)に定める肝が ん・重度肝硬変入院関係医療(以下「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とい う。) (高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上 あることが記録されているもの)の写し
- ② 70歳以上75歳未満の申請者

ア〜オ

(略)

- 力 入院記録票(医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、 指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あることが記録されているもの)の写し
- ③ 75歳以上の申請者

ア〜オ

(略)

力 入院記録票(医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、 指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あることが記録されているもの)の写し

(2) (略)

- (3) 2(<u>5</u>)の参加者証の交付を受けた者(以下「参加者」という。)であって、 当該参加者証の記載内容に変更がある場合(9の場合を除く)については、当該 参加者証を交付した都道府県知事に対し、変更があった箇所を交付申請書に記載 し、参加者証及び変更箇所にかかる関係書類を添えて提出するものとする。
- 2. 対象患者の認定及び参加者証の交付手続き等について

(1), (2)

(略

(3) 都道府県知事は、実施要綱6 (1) に定める認定を行う際には、医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あることを確認するものとする。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い

1. 医療給付の申請について

(1)

(略)

① 70歳未満の申請者

ア〜エ

(略)

(新設)

② 70歳以上75歳未満の申請者

ア〜オ

(略)

\_(新設)\_

③ 75歳以上の申請者

ア〜オ

(略)

\_(新設)

(2)

- (3) 2 (4) の参加者証の交付を受けた者(以下「参加者」という。)であって、 当該参加者証の記載内容に変更がある場合(9の場合を除く)については、当該 参加者証を交付した都道府県知事に対し、変更があった箇所を交付申請書に記載 し、参加者証及び変更箇所にかかる関係書類を添えて提出するものとする。
- 2. 対象患者の認定及び参加者証の交付手続き等について

(1) , (2)

(略)

(新設)

- (<u>4</u>) 都道府県知事は、実施要綱6(1)に定める認定を行う際には、限度額適用認定証等、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証その他所得の状況を把握できる書類に基づき、申請者が実施要綱4(2)の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、(2)による認定及び(3)による確認が行われた申請者が加入する保険者に対し、医療保険における所得区分の認定を行うために必要な書類等を添えて照会を行い、当該申請者に適用される医療保険における所得区分について参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。
- (<u>5</u>) 都道府県知事は、<u>(4) により医療保険における所得区分に係る記載を行った</u> <u>申請者を</u>対象患者と認定したときは、速やかに当該患者に対し、別紙様式例3に よる参加者証を交付するものとする。
- (<u>6</u>) 都道府県知事は、認定を否とした場合には、具体的な理由を付してその結果を申請者に通知するものとする。
- (<u>7</u>) 参加者証については、原則として、有効期間は1年以内とし、交付申請書等を 受理した日の属する月の初日から起算するものとする。
- 3. 認定の取消について

(略)

- 4. 入院記録票の管理について
- (1) 都道府県知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度 肝硬変(非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。)と診断された患者(以下 「肝がん・重度肝硬変患者」という。)に対し、<u>入院記録票</u>を交付するものとす る。

なお、入院記録票は指定医療機関を経由して交付できるものとする。

(2) (3)

(略)

5. 対象患者が指定医療機関に対し支払う額

指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(一の指定医療機関における当該医療であって一部負担額が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第7項に規定する特定疾病給付対象療養」という。)に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。)を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある旨の記載がある入院記録票を提示した者は、実施要綱3

(3) に定める医療に係る医療費として、当該指定医療機関に対し、実施要綱5 (2) ②イに定める金額を支払うものとする。

- (3) 都道府県知事は、実施要綱6 (1) に定める認定を行う際には、限度額適用認定証等、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証その他所得の状況を把握できる書類に基づき、申請者が実施要綱4 (2) の表の階層区分に該当する者であることを適正に認定するものとする。
- (<u>4</u>) 都道府県知事は、対象患者を認定したときは、速やかに当該患者に対し、別紙 様式例3による参加者証を交付するものとする。
- (<u>5</u>) 都道府県知事は、認定を否とした場合には、具体的な理由を付してその結果を申請者に通知するものとする。
- (<u>6</u>) 参加者証については、原則として、有効期間は1年以内とし、交付申請書等を 受理した日の属する月の初日から起算するものとする。
- 3 認定の取消について

(略)

- 4. 入院記録票の管理について
- (1) 都道府県知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度 肝硬変(非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。)と診断された患者(以下 「肝がん・重度肝硬変患者」という。)に対し、<u>別紙様式例6による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票(以下「入院記録票」という。)</u>を交付するものとする。

なお、入院記録票は指定医療機関を経由して交付できるものとする。

- (2) (3)
- 5. 対象患者が指定医療機関に対し支払う額

指定医療機関において<u>実施要綱3(2)に定める</u>肝がん・重度肝硬変入院関係医療<u>(以下「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」という。)</u>(一の指定医療機関における当該医療であって<u>高額療養費が支給される</u>ものに限る。)を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に<u>当該</u>指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある旨の記載がある入院記録票を提示した者は<u>当該肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)</u>に係る医療費として、当該指定医療機関に対し、実施要綱5(2)②イに定める金額を支払うものとする。

6. 対象患者が 5. に<u>より</u>自己負担額の軽減を受ける<u>ことができない</u>場合の取扱い

- (1) 指定医療機関に入院して肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある者が、5によって自己負担額の軽減を受けることができない場合は、実施要綱3(3)に定める医療に要した医療費のうち実施要綱5(2)②に定める金額を都道府県知事に請求することができるものとする。
- (2) (1) に定めるところにより請求を行おうとする者(以下「請求者」という。) は、別紙様式例7による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書に、次に掲げる書類を添えて、請求者が居住する都道府県の知事に申請するものとする。
  ア〜ウ (略)

エ 当該月において受診した全ての医療機関が発行した領収書及び診療明細書

→ (略) ÷ (3) (略)

7. 指定医療機関の指定及び役割について

 $(1) \sim (3)$  (8)

(4) 指定医療機関は、次に掲げる役割を担うものとする。

①~③ (略)

④ 当該月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療(一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。)が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。

⑤ (5) (略)

8。 (略)

6. 対象患者が 5. に<u>よらずに</u>自己負担額の軽減を受ける場合の取扱い

- (1) 指定医療機関に入院<u>(複数の指定医療機関に入院した場合を含む。以下(1)において同じ。)</u>して肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある者が、5によらずに自己負担額の軽減を受ける場合は、実施要綱3(3)に定める医療に要した医療費のうち実施要綱5(2)②に定める金額を都道府県知事に請求することができるものとする。
- (2) (1) に定めるところにより請求を行おうとする者(以下「請求者」という。) は、別紙様式例7による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書に、次に掲げる書類を添えて、請求者が居住する都道府県の知事に申請するものとする。アーウ (略)

エ ウに掲げる入院記録票の提出ができない場合は、請求者が指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある旨を証明できる書類

才 (3) (略)

7. 指定医療機関の指定及び役割について

 $(1) \sim (3)$  (8)

(4) 指定医療機関は、次に掲げる役割を担うものとする。 ①~③ (略)

④ 本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療(<u>高額療養費が支給される</u>ものに限る。)が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。

⑤ (5) (略)

8. (略)

9. 都道府県外へ転出した場合の取扱いについて

参加者は、都道府県外へ転出し、転出先においても引き続き当該参加者証の交付を受けようとする場合には、転出日の属する月の翌月末日までに、転出前に交付されていた参加者証、変更部分を記載した交付申請書、1 (1) の①から③の区分によりそれぞれに掲げる書類(個人票等及び入院記録票の写しを除く)を添えて転出先の都道府県知事に提出するものとする。転出先の都道府県知事は、当該提出があった旨を転出元の都道府県知事に伝達するとともに、転出日の属する月の転出日前に肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われていない場合は、実施要綱3 (3)に定める医療に要した医療費のうち、実施要綱5 (2) ②に定める金額を負担するものとする。

なお、この場合における参加者証の有効期間は、<u>転出日からとするのを原則として、</u>転出前に交付されていた参加者証の有効期間の終期までとする。

10.  $\sim 11$ 

(略)

9. 都道府県外へ転出した場合の取扱いについて

参加者は、都道府県外へ転出し、転出先においても引き続き当該参加者証の交付を受けようとする場合には、転出日の属する月の翌月末日までに、転出前に交付されていた参加者証、変更部分を記載した交付申請書、1 (1) の①から③の区分によりそれぞれに掲げる書類(個人票等を除く)を添えて転出先の都道府県知事に提出するものとする。転出先の都道府県知事は、当該提出があった旨を転出元の都道府県知事に伝達するとともに、実施要綱3 (3) に定める医療に要した医療費のうち、実施要綱5 (2) ②に定める金額を負担するものとする。

なお、この場合における参加者証の有効期間は、転出前に交付されていた参加者証の有効期間の終期までとする。

10.  $\sim 11$ 

(略)

### (別添1)

肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の診断・認定基準

医師が肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)と診断し、臨床調査個人票を作成し、それに 基づき都道府県知事が認定する際の基準を以下の通り定める。

- ○ウイルス性であることの診断・認定
  - 1)「B型肝炎ウイルス性」であることは、HBs 抗原陽性あるいは HBV-DNA 陽性、のいずれか を確認する、
  - \*B型慢性肝炎のHBs 抗原消失例を考慮し、HBs 抗原陰性であっても過去に半年以上継続する HBs 抗原陽性が認められるものは、含まれることとする。
  - 2)「C型肝炎ウイルス性」であることは、HCV 抗体陽性 (HCV-RNA 陰性でも含む) あるいは HCV-RNA 陽性、のいずれかを確認する。

○肝がんであることの診断・認定

現在あるいは以前に肝がんであることを、原則として次のいずれかの方法で確認する。ただし、「肝がん」は原発性肝がん及びその転移のことをいう。

・画像検査

造影CT、造影MRI、血管造影/造影下CT

・病理検査

切除標本、腫瘍生檢

○重度肝硬変(非代償性肝硬変)であることの診断・認定

現在あるいは以前に重度肝硬変(非代償性肝硬変)であることを、次のいずれかの基準で判定する。

- ·Child-Pugh score 7点以上
- ・別添3の2に定める「重度肝硬変(非代償性肝硬変)の医療行為」または、4に定める「重度肝硬変(非代償性肝硬変)治療の医療行為と判断する薬剤等」のいずれかの治療歴を有する。

### (別添1)

肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の診断・認定基準

医師が肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)と診断し、臨床調査個人票を作成し、それに 基づき都道府県知事が認定する際の基準を以下の通り定める。

- ○ウイルス性であることの診断・認定
  - 1)「B型肝炎ウイルス性」であることは、HBs 抗原陽性あるいは HBV-DNA 陽性、のいずれかを確認する。
  - \*B型慢性肝炎のHBs 抗原消失例を考慮し、HBs 抗原陰性であっても過去に半年以上継続する HBs 抗原陽性が認められるものは、含まれることとする。
  - 2)「C型肝炎ウイルス性」であることは、HCV 抗体陽性(HCV-RNA 陰性でも含む) あるいは HCV-RNA 陽性、のいずれかを確認する。
- ○肝がんであることの診断・認定

現在あるいは以前に肝がんであることを、原則として次のいずれかの方法で確認する。ただし、「肝がん」は原発性肝がん及びその転移のことをいう。

・画像所見

造影CT、造影MRI、血管造影/造影下CT

・病理所見

切除標本、腫瘍生検

○ 重度肝硬変(非代償性肝硬変)であることの診断・認定

現在あるいは以前に重度肝硬変(非代償性肝硬変)であることを、次のいずれかの基準で判定する。

- · Child-Pugh score 7点以上
- ・別添3の2に定める「重度肝硬変(非代償性肝硬変)の医療行為」または、4に定める「重度肝硬変(非代償性肝硬変)治療の医療行為と判断する薬剤等」のいずれかの治療歴を有する。

### (別添2)

### 肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の病名の判定基準

#### 1. 肝がん患者であるかの判定基準

#### 電子カルテ用 1CD10 対応標準病名マスター

痦名	病名管理番号	1CD10 =  <		病名交換用コード
nr nes	20057051	C220		C5L0
并下斜明包接行	20057070	C220		U7HP
15年第四年月11年前	20060439	C220		HUAF
肝和胞瘤破裂	20099318	C220/K768		GDUC
肝内胆管癌	20057132	C221		VF8J
胆管神胞藥	20070164	C221	\$5	PPSN
混合型肝癌	20087874	C227		G3VC
肝癌骨垢移	20087470	C795		FT2V

#### 2. 重度肝硬変(非代償性肝硬変) 患者であるかの判定基準

#### 電子カルテ川 ICD10 対応標準病名マスター

病名	病名管理番号	1CD10 =  €	病名交換川コード
肝不全	20057155	K729	S3TE
非代偿性肝硬变	20071455	K746	RGML.
慢性肝不全	20076391	K721	R8R3
B型非代質性肝硬变	20100410	B181	J13K •
C型非代價性肝硬変	20100412	B182	EF6J
<b>用于平约定有定利单</b>	20057092	K767	BB1,J
肝肺症候群	20090073	K768	VNRP
肝化排作順	20057095	K729	KHRO
肝平性肺腫症	20057096	K729	N501-
用于 <b>化</b> 生/学事能	20057097	R609	E188
肝性腹水	20057098	R18	UBQO
#F7学地位	20057156	K768	USD3
難治性腹水 •	20072330	R18	L8C7
腹水症	20075375	R18	SQTN
肝性胸水	20088105	K769/J91	DROE
肝和明色性 貴疸	20057071	K729	J4UV
VITEDLE	20054220	1864	TE9H
Y7 有连用帐事效 2.15 min.	20094926	1864	UPU2
胃静脈強破裂	20094925	1864	URMP
食道静脈瘤	20065291	1859	UAFB
食道静脈瘤出血。	20065292	1850	TC7G
食道静脈瘤破製	20065293	1850	M8GP
食道胃静脈瘤	20087148	1859/1864	F6F7
肝硬変に伴う食道静脈瘤	20096774	K746/1982	J6S5
肝硬変に伴う食道静脈瘤出血	20102608	K746/1982	P711
門脈圧亢進症	20077171	K766	G19D
門原在完進症性智能	20088064	K766	1.2MZ
門脈圧亢進症性腸症	20093513	K766/K638	HJOQ
門脈圧亢進症性胃腸症	20093515	K766/K928	TEVN
細菌性腹膜炎	20062300	K658	EJSD

### (別添2)

### 肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の病名の判定基準

### 1. 肝がん患者であるかの判定基準

#### 電子カルテ用 ICD10 対応標準病名マスター

病名	病名管理番号	[CD]0 = -	K	病名交換用コード
肝癌	20057051	C220		C51,0
肝細胞瘤	20057070	C220		U7HP
肝細胞嘧破裂	20099318	C220	K768	GDUC
原発性肝癌	20060439	C220		HU4F
肝内胆管糖	20057132	C221		VP8,1
用原管部則包擔	20070164	C221		PFSN
混合型肝癌	20087874	C227		G3VC
肝癌骨帳移	20087470	C795		FT2V
	肝癌 肝細胞瘤 肝細胞瘤破裂 原発性肝癌 肝內胆管癌 胆管細胞癌 混合型肝癌	肝癌 20057051 肝細胞瘤 20057070 肝細胞瘤破裂 20099318 原発性肝癌 20060439 肝内胆管癌 20057132 胆管細胞癌 20070164 混合型肝癌 20087874	肝癌 20057051 C220 肝細胞瘤 20057070 C220 肝細胞瘤破裂 20099318 C220 原発性肝癌 20060439 C220 肝內胆管癌 20057132 C221 胆管細胞癌 20070164 C221 混合型肝癌 20087874 C227	肝癌 20057051 C220 肝細胞瘤 20057070 C220 肝細胞瘤破裂 20099318 C220 K768 原発性肝癌 20060439 C220 肝内胆管癌 20057132 C221 胆管細胞癌 20070164 C221 混合型肝癌 20087874 C227

#### 2. 重度肝硬変(非代償性肝硬変)患者であるかの判定基準

#### 電子カルテ用 ICD10 対応標準病名マスター

胸名	病名管理番号	[CD]0 = → ド	病名交換用コード
B型肝硬変	20050099	B181	N3TJ
13型代償性肝硬变	20100408	B181	US26
B型非代價性肝硬変	20100/110	B181	J13K
B型慢性肝炎	20050102	B181	F3J7
C型肝硬変	20050134	B182	TMBI
C型代的性肝硬变	20100409	B182	RINA
C型非代質性肝硬変	20100412	B182	EF6,1
C型慢性肝炎	20050137	B182	FARP
肝硬变症	20057068	K746	BMGF
肝性脂症	20057096	K729	N50L
肝性昏睡	20057095	K729	KHRO
慢性肝不全	20076391	K721	R8R3
肝不全	20057155	K729	S3TE
肝性腹水	20057098	R18	LIBQO
難治性腹水	20072330	R18	L8C7
腹水症	20075375	R18	SQTN
肝細胞性黄疸	20057071	K729	14f3A
食道静脈瘤出血	20065292	1850	TC7G
食道静脈瘤破裂	20065293	1850	M8GP
食道胃静脈瘤	20087148	1859/1864	F6F7
食道静脈瘤	20065291	1859	UAFB
肝硬度に伴う食道静脈瘤	20096774	K746/1982	1685
肝硬変に伴う食道静脈瘤出血	20102608	K746/1982	P711
四脈圧光進症性胃肠症	20093515	K766/K928	TEVN
細菌性腹膜炎	20062300	K658	EJSD

# 改正前

### (別添3)

# 肝がん・重度肝硬変 (非代償性肝硬変) の治療目的の 人院と判断するための医療行為一覧

#### 1. 肝がんの医療行為

手術		
区分番号	診療行為名称	請求コード
K695-00	肝切除術 (部分切除)	150362610
K695-00	肝切除術 (亜区城切除)	150362710
K695-00	肝切除術 (外側区域切除)	150362810
K695-00	肝切除術 (1区域切除(外側区域切除を除く))	150362910
K695-00	肝切除術 (2区域切除)	150363010
K695-00	肝切除術 (3区域切除以上)	150363110
K695-00	肝切除術 (2区域切除以上で血行再建)	150363210
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (部分切除)	150348010
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (外側区域切除)	150348110
K695-02	腹腔鏡下肝切除術(而区域切除)	150388710
K695-02	腹腔鏡下肝切除術(1 区域切除(外側区域切除を除く))	150388810
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (2区域切除)	150388910
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (3区域切除以上)	150389010
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(2cm以内)(腹腔鏡)	150378410
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (2 c m以内) (その他)	150378510
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(2cmを超える)(腹腔鏡)	150378610
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(2cmを超える)(その他)	150378710
K697-02	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(腹腔鏡)	150378210
K697-02	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法 (その他)	150378210
K615-00	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)(選択的動脈化学第	馬栓術)
		150376810
K615-00	血管塞栓術(頻部、胸腔、腹腔内血管等)(その他)	150360710
K697-05	生体部分肝移植術	150284810
<b>独语</b>		
1017-00	エタノール局所注入	140050910
D412-00	経皮的針生検法	160098010
放射線治療		
MOO1 -00	体外照射 (高エネルギー放射線治療)	180020710*
M001-02	ガンマナイフによる定位放射線治療	180018910
MO01=03	直線加速器による放射線治療	180026750*

### (別添3)

# 肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の治療目的の 入院と判断するための医療行為一覧

#### 1. 肝がんの医療行為

手術		
区分番号	診療行為名称	請求コード
K695-00	肝切除術 (部分切除)	150362610
K695-00	肝切除術 (亚区域切除)	150362710
K695-00	肝切除術 (外侧区域切除)	150362810
K695-00	肝切除術 (1区域切除(外側区域切除を除く))	150362910
K695-00	肝切除術 (2区域切除)	150363010
K695~00	肝切除術(3区域切除以上)	150363110
K695-00	肝切除術 (2区域切除以上で血行再建)	150363210
K695-02	腹腔鏡下肝切除術(部分切除)	150348010
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (外側区域切除)	150348110
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (亜区域切除)	150388710
K695-02	腹腔鏡下肝切除術(1区域切除(外側区域切除を除く))	150388810
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (2区域切除)	150388910
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (3区域切除以上)	150389010
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (2cm以内) (腹腔鏡)	150378410
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (2 c m以内) (その他)	150378510
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(2cmを超える)(腹腔鏡)	150378610
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (2cmを超える)(その他)	150378710
K697-02	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法 (腹腔鏡)	150378210
K697-02	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法 (その他)	150378210
K615-00	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)(選択的動脈化学塞	栓術)
		150376810
K615-00	血管塞栓術 (頭部、胸腔、腹腔内血管等) (その他)	150360710
処置		
J017-00	エタノール局所注人	140050910
D412-00	経皮的針生検法	160098010
放射線治療		
7/1001-00	体外照射 (高エネルギー放射線治療)	180020710*
M001-02	ガンマナイフによる定位放射線治療	180018910
MO01-03	直線加速器による放射線治療	180026750*

# 改正後

注射

 6003-00
 抗患性腫瘍剤局所持続往人
 130007510

 6003-03
 肝動脈寒栓を伴う抗患性脈瘍剤肝動脈内注入
 130010410

画像診断

E003-00 造影剤注入(動脈造影カテーテル法)(選択的血管造影) 170027110

\* 該当する区分の検査すべてを含む。

#### 2. 重度肝硬変(非代償性肝硬変)の医療行為

手並

区分番号	診療行為名称	請求コード
K532-00	食道・胃静脈瘤手術(血行遮断術を主とする)	150136110
K532-00	食道・胃静脈瘤手術 (食道雕断術を主とする)	150136210
K532-02	食道静脈瘤手術 (開腹)	150136350
K532::03	腹腔鏡下食道静脈瘤手術(胃上部血行遮断術)	150366910
K533-00	食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡)	150136510
K533-02	内视鏡的食道。胃静脈瘤結紮術	150270150
K615-00	血管塞栓術(斑部、胸腔、腹腔内血管等)(選択的動脈化学等	整栓研)
		150376810
K621-00	四脈体循環静脈吻合術 (四脈压亢進症手術)	150154510
K635=00	胸水・腹水濾過濃縮再節注法	150159710
K635-02	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	150260450
K668-2	バルーン  羽塞下逆行性経静脈的塞栓術	150401110
K711	理事務具額	150179810
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	150271850
K697-05	生体部分肝移植術	150284810

### 加加

1008-00	胸腔穿刺	140003210
1019-00	持続的胸腔ドレサージ	140004110
J010-00	腹腔穿刺(人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む)	140003610
1021-00	持続的腹腔ドレナージ	140004510

#### 画像診断

E003-00 造影剤注人(動脈造影カテーテル法)(選択的血管造影) 170027110

\* 該当する区分の検査すべてを含む。

### 3. 肝がんの医療行為と判断する薬剤等(一般名)

#### (1) 化学療法

殺細胞性抗癌剤:エビルビシン、ドキソルビシン、シスプラチン、ミリブラチン、マイトマイシン C、フルオロウラシル、ゲムシタビン、テガフール・ウラシル等

# 改正前

注射

G003-00	抗悪性腫瘍剤局所持統注人	130007510
G003-03	肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注人	130010410

#### 画像診断

E003-00 造影剤注入(動脈造影カテーテル法)(選択的血管造影) 170027110

\* 該当する区分の検査すべてを含む。

#### 2. 重度肝硬変(非代償性肝硬変)の医療行為

手術

4.101		
区分番号	診療行為名称	請求コード
K532-00	食道・胃静脈瘤手術(血行遮断術を主とする)	150136110
K532-00	食道・胃静脈瘤手術(食道雕断術を主とする)	150136210
K532-02	食道静脈瘤手術 (開腹)	150136350
K532-03	腹腔鏡下食道静脈瘤手術(胃上部血行遮断術)	150366910
K533-00	食道·胃静脈瘤硬化療法(內视鏡)	150136510
K533-02	內視鏡的食道。胃静脈瘤結紮術	150270150
K615-00	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)(選択的動脈化学	塞栓術)
		150376810
K621-00	門脈体循環静脈吻合術(門脈圧亢進症手術)	150154510
K635-00	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	150159710
K635-02	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	150260450
K668-2	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	150401110
K711	脾摘出術	150179810
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	150271850
处视		
1008-00	胸腔穿刺	140003210*
J019-00	持続的胸腔ドレナージ	140004110
J010-00	腹腔穿刺(人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む)	140003610
J021-00	特続的腹腔ドレナージ	140004510
and the States		

#### 画像診断

E003-00 造影剤注人(動脈造影カテーテル法)(選択的血管造影) 170027110

\* 該当する区分の検査すべてを含む。

#### 3. 肝がんの医療行為と判断する薬剤等(一般名)

#### (1) 化学療法

殺細胞性抗癌剂:エピルビシン、ドキソルビシン、シスプラチン、ミリブラチン、マイトマイシン C、フルオロウラシル、ゲムシタビン、テガフール・ウラシル等

分子標的治療薬:ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ等

#### (2) 鎮痛薬

オピオイド:モルヒネ、フェンタニル、ペチジン、ブプレノルフィン、ペンタゾシン、エプタゾ シン、トラマドール、オキシコドン等

- 4. 重度肝硬変(非代償性肝硬変)の医療行為と判断する薬剤等(一般名)
- (1) 肝性浮腫・腹水治療薬 (利尿薬)

肝性浮腫あるいは腹水、難治性腹水等の病名を有し、かつ、下記薬剤を投与している場合には、重度肝硬変(非代償性肝硬変)の対象医療と判断する。

- ・バゾプレッシン受容体拮抗薬:トルバプタン
- ・ループ系利尿薬:フロセミド、ブメタニド、トラセミド、プレタニド、アゾセミド
- ・カリウム保持性利尿薬:スピロノラクトン、トリアムテレン、カンレノ酸カリウム

### (2) 肝性脳症治療薬

肝性脳症の病名を有し、効能又は効果として「慢性肝障害時における脳症の改善」を有する 薬剤(商品名:アミノレバン、テルフィス、ヒカリレバン、モリヘバミン)による治療が実施さ れている場合には、重度肝硬変(非代償性肝硬変)の対象医療と判断する。 分子標的治療薬:ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ等

### (2) 鎮痛薬

オピオイド:モルヒネ、フェンタニル、ペチジン、ブプレノルフィン、ペンタゾシン、エプタゾシン、トラマドール、オキシコドン等

- 4. 重度肝硬変(非代償性肝硬変)の医療行為と判断する薬剤等(一般名)
- (1) 肝性浮脈・腹水治療薬 (利尿薬)

肝性浮腫あるいは腹水、難治性腹水等の病名を有し、かつ、下記薬剤を投与している場合に は、重度肝硬変(非代質性肝硬変)の対象医療と判断する。

- ・バゾプレッシン受容体拮抗薬:トルバプタン
- ・ループ系利尿薬:フロセミド、ブメタニド、トラセミド、プレタニド、アゾセミド
- ・カリウム保持性利尿薬:スピロノラクトン、トリアムテレン、カンレノ酸カリウム

#### (2) 肝性脳症治療薬

肝性脳症の病名を有し、効能又は効果として「慢性肝障害時における脳症の改善」を有する 薬剤(商品名:アミノレバン、テルフィス、ヒカリレバン、モリヘパミン)による治療が実施さ れている場合には、重度肝硬変(非代償性肝硬変)の対象医療と判断する。

#### (別紙様式例1)

	肝がん・重		空進事業参加者証 (新 一 一 一 新 一 一 新 大 一 一 新 大 一 一 新 大 一 一 新 大 一 一 一 一 に 一 新 も 一 に 一 新 も 一 に の に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	見 • 更新 )	
申	* # = # 名			性 別	男・女
省	生年月日	年	Л		
(医療の	台: 門		(電影	括	)
給付	個人准号				
を受けた		被保険者氏名		申訓者との続柄	
(医療の給付を受けようとする者)	加入医療保険	保険種別	協・組・共・国・後	被保険者証の記号・番号	
者		保険者番号			
拆	対 名				
本 1	助 成 制 度	1. あり 公費負担者番号 有効期間(	2. なし ・受給者番号( 年 月 日~	· 自	H)
			ついて説明を受け、本事 業参加者証の( 新規		
			申請者氏名 (代理人の場合は作	代理人の氏名の記	印 載と押印)
		年 月 日			
			知事 殿		

※参加者証の交付後に申請内容に変更があった場合は、参加者証を交付している都道府県知 事に、変更簡所を交付申請許に記載し、参加者証及び変更簡所にかかる関係背類を添えて提 出すること。

#### (別紙様式例1)

中		11. te				
排	氏	名			一 性 別	男・女
省	生年	月日	年	月日		
医療の給	住	所		(	VEES	)
付を受け		_	被保険者氏名		申請者との続杯	i
(医療の給付を受けようとする者)	加入医	療保険	保険種別	協・組・共・国・後	被保険者証の記号・番号	
る者)			保険者群号		***	
ħ	hậ	名				
本利	助成用	制度騰	公費負担者番号	2. なし ・受給者番号( 年 月 日~	· 4: 月	日)
				ついて説明を受け、2 業参加者証の(新知 申請者氏名 (代理人の場合)		申請します。印
			年 月 日			

※参加者証の交付後に申請内容に変更があった場合は、参加者証を交付している都道府県知事に、変更箇所を交付申請書に記載し、参加者証及び変更箇所にかかる関係背類を添えて提出すること。

# 改正後

(別紙様式例2)

#### 臨床調査個人票及び同意書

1	11977	·If	95		七日日			4	(FE) [L(3	年(6)		
1	K:	16	名		93 - 6€		(j.	Л	11	(K <sub>li</sub> )	禄)	
				郵便番号								
(1).			拼	TANKS AND								
_	_	_	_	基质器 (	1							
治	10g	W	Ü	作 (1 (あはばん) 扱する)	医療機関名							
惞	ďέ	Ιδţ	냤	西 近の事長を入力すると 1.19別事業テイルスマーカー( 1108 市場 日本 (	生 集 (1506年月以上間 (267日以上間 (267日以上間 (277日日	月 II) - 月 III   開発空けて実   作 月   作 月   年 月   III   III	施した (1) (1) れる)		<b>並付</b> ・ アロ			(FISP): C
				現本 (日本し、山原度、田川   田田川南部 /田田県田 正神経度	程度以上)				1 (2	25		
175	Mi	枫	極	【肝が入の場合】(高と当ての元) 当面整権在任一造影で下。 韓利地産任 り除課本、 その他( ※その他の場合には、その具 「再度肝硬要(4年代権性肝硬要 (hild Pugh seare で7 別に定める「重要肝硬要」 (当2 医療行為の"天魔!	造影/MR1、 順度生檢) 体的な内容を 引の場合』(該 点以上 (檢查 (非代倍性肝例	1 血管造影 (検査日: 記載のうえ、専 当する項目に (日: 年	り と例とな デ・シェ	: 1 cる守* クを 人:	) (1) Yを添付す Nる) (1)		.,	11)
老記事	根		他也									
13			[ISi	該当するすべての項目にチェー 切けがん 切けがん コロ度肝硬度(非代官性用 コ項度肝硬度(非代管性肝	(13型川 (で型川 硬変) (13型川		よる) よる)					
195	(2) (K)	财化.	及び	所作地				denti	(	j: //	11	
Di-	20.00					na.	,					
12	g (AGL)	CT)				[1]	1					
				同		意		99.25	書			
				研究事業について説明を受け、	本研究事業の	趣旨を理解し	, MUX	17 4	(Black All)	在個人型等)	を提供し	. wills
al Le	5	12/14	EL.	<b>E</b> 划 <sup>*</sup>			[11].	飲作月	Н	q:	Ц	П
								という			-	(i)
						(10)	K /6 × •11)	(11%)	KINCK			riu (t

# 改正前

#### (別紙様式例2)

#### 臨床調査個人票及び同意書

	IJ	ij	(t)			作的生		4:	45月日(45番	ii)	
<u>1</u> ).	4	15:	名			男・女	φ.	111	(1)	(j <sub>i</sub> g <sub>j</sub>	(k)
				郵貨更得另一			15.110		. 487		
E			ŧijį								
	_	_	_	北部 香号		no serial for a		_			
à.	彻亡	tys.	月	்டோர	(かははだ記	医凝機關名 医獅名					
íc	A:	ulla		1回日   HBs抗   2回日   HBs抗   2. C型肝炎ウイルコ	ペマーカー(16) 注(特定日) 定例(5尚立に 原陽性(検) 原陽性(検)	年 月 16ヶ月以上間隔を 作日: 年 作日: 年 に日: 年	ロ) 空けで実施し。 月 日) 月 日)	た連続す	<b>ご</b> る2回の割り	定結果で田	Bs/Yon(PG)
ď.	1ti	זער	兒	TICV-RNA概 3. 血液検液 (検達 AST 血清アルブミン 4. 身体)所見(後当っ 腹水 (口なし、	性: (検報日 *日: * = U/U g/U ける項目にチ 1軽度、1中の	F 月 (1) ALT 血清総ピリハ エックを入れる) (	1) 	mg/dl=	血小板3 ブロトは2 月 日)	数 アピン 時間	μ   μ   w
	191	烛	拠	こその他( ※その他の場合( 「重度肝硬度(非代 「Child Pug)	5影CT、三 明除標本、 1 には、その具体 質性肝硬薬) a score で7点 度度肝硬薬(-	造界MRI、口面 順度生検) (検 権的な内容を記載 の場合】(該当当 以上: (検査日: 単代質性肝硬変)。	<ul><li>(で進齢/造量では)</li><li>(のうえ、根拠と</li><li>(の可はにチェックを)</li></ul>	トーリなる音楽 クを入れ	11)  を添けする (る)	-r (41	ų.
	战一		他を重								
Ŷ			DU	"" (在2000年) (2000年)	#1475654944F#	(自型肝液素 (C型肝炎素	イルスによる) イルスによる) イルスによる) イルスによる)				
5 17	nel	哥名	及て	PETELLE			道是4	<b>战争月日</b>	न्ध	1]	f I
医	Defi 1.3	:名					B)				
	-				同	意		-	甚		
_						10	9	1.0			
10	4:28	: 60h 3	ti (1)	研究 事 製につい マニギ	細を受ける	と研究中に関わり取ら	A- PH 021 1810	insv <sub>ent</sub> a	ristoria del Aca.	6 J. 107 985 Z	sakovilei i
厚	4:7) 드론(	を働う	かの læt	研究事業について海 ます	2明を受け、4	<ul><li>研究事業の趣旨</li></ul>					
厚	4:7) E.E.	を働う	かひり L値し	研究事業について選 ます	<b>達明を受け、4</b>	<b>に研究事業の趣旨</b>	fe	ドデータ 産年月 者氏名			ака(паса) И п Й

# 改正後

臨床調査個人票及び同意書の別紙として、指定医療機関が患者本人に臨床データの提供に関して説明するための資料が添付されます。

指定医療機関と患者本人との間で用いられるものとなりますが、幕道府県から指定医療機関に交付していただくこと になります

なお、すべての患者に対して同一のものを示す必要があるので、交付にあたり、記載内容の追加・削降は行わないでください。

# 改正前

(備考)※様式何ではありません。

臨床調査個人架及び同意書の別報として、指定医療機関が患者本人に臨床データの提供に関して説明するための 資料が添付されます(文面調整中)

指定医療機関と患者本人との間で用いられるものとなりますが、都道幹県から指定医療機関に交付していただくこと になります

なお、ナベての患者に対して同一のものを示す必要があるので、交付にあたり、記載内容の追加・削縮は行わないで ください

110000	en en seu			
121	211	根式	430	- 5
731	1111	THE JAC	4199	10

			肝が	ん・1	<b>直度</b> 朋	干硬変	<b>冶療</b> 研究	完促進事	業参加	者証		
公费	負担者都	号										
	負担医病合者 番											
参	住	所										
加者	氏	名										
1=1	生年月	H				年.		月	H	男	٠	女
保	<b>険</b> 種	別	協・組	• ` 并• [	図・後	被保修	食者証の 語	2号・番号				
保险	众 者 番	号						適用区分				
有	効 期	H	白至			年年	)	1	E1			
á Z	. 負担月	額					10,	0 0 0 F	9			
知	道 府 事 び	県 名 印		(‡	都道府		(都)	道府県知事。	名) (	Ð		
交币	寸年 月	Н				年	J		Ħ			
備		考										

# 别紙様式例3

			肝	がん	・重度	肝硬変	<b>泛治療</b>	研究促:	——— 進事業	参加	者証	
公弘	負担者番	뭉			(8)							
	負担医療	- 1										
参	住	所	is.									(1)
加者	氏	名										
10	生年月	IJ				年		月		Ħ	男	女
保	) 険 種 !	βIJ	協 -	組・共	· 图 ·	後被伪	<b>以</b> 後者証	の記号・	番号			
保順	<b>负者番</b>	号										
有	効 期	問	自至			年 年		月月		日日		
自己	2負担月1	額					1 0	, 00	0円			
知		県名印			(都道	府県名)	(	都道府県	<b>共知事名</b> 》	) (	Đ	
交(	计年月	Е				年		月		Œ		
備	27	考										

#### 別紙様式例3

(惠面)

#### 注意事項

- 1. 本証を交付された方は、肝がん・重度肝便変治療研究促進事業(以下「本事業」という )の 参加者となり、2の条件を満たした場合に限り、別に定める対象医療の費用のうち4月目以降の 費用について、顯者・部負担の月額が1万円になります。
- 2. 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去12月以内に、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あるものに限られます。
- 3. 指定医療機関の窓口での負担が1万円となるのは、<u>同一の月に、一つの指定医療機関における</u> 1回の入院で、肝がん・重度肝硬変入院関係医療の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた 場合です。
- 4. 同一の月に、一つの指定医療機関における複数回の入院で、肝がん・重度肝硬変入院関係医療 の自己負担額が高額療養費草定基準額を超えたなどの場合は、原環払いの手続きをとることにな ります。
- 5. 窓口負担が1万円になった場合でも、審査支払機関の審査の結果によっては、条件を満たさないことになり、追徴となる可能性があるので留意してください。
- 6. 本証の交付を受けた際は、必ず、入院している指定医療機関に提示していください。

- 9. 都道府県外へ転出する場合(住民票を移した場合)において、転出後も本事業に参加し、参加者証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに、住所等変更箇所を記載した交付申請書を、本証と、転居先の都道府県が定める交付申請書に添付する書類(住民票等)を添えて、転出先の都道府県知事に提出してください。
- 10. 都道府県知事に信選払いを請求する場合は、本証の写しを都道府県知事に提出することになります。
- 11. 厚生労働省の研究事業に協力することの同意の撤回を希望する場合、及び事業への参加を終了したい場合は、下の連絡先(本証を交付した都道府県の担当係)宛てに、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」に必要事項を記載し、本証を添えて提出してください。なお、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」を都道府県が受理した日に属する月の末日までは、同意が撤回されないことに留意してください。
- 13. 本証を不正な目的で用いないでください。また、本証の利用は誠実に行ってください。
- 14. その他の問い合わせは下記に連絡してください。

#### 別紙様式例3

(四面)

#### 注意事項

- 1. 本証を交付された方は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業(以下「本事業」という。)の 参加者となり、2の条件を満たした場合に限り、別に定める対象医療の費用のうち4月目以降の 費用について、患者一部負担の月額が1万円になります。
- 2. 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去12月以内に、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が<u>同</u>一の保険者で既に3月以上あるものに限られます。
- 3. 指定医療機関の窓口での負担が1万円となるのは、次の全ての要件を満たした場合です。
  - 1と2の条件を満たしていること
  - ・同一の指定医療機関における4月日以降の入院であること
  - 当該医療機関におけるその月の最初の入院が、肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)の入院であること
  - ・当該医療機関において、同一の月に、他の公費負担医療を受けていないこと
- 4. <u>3の条件を調たさない</u>場合は、償還払いの手続きをとることになります <u>なお、同一の月に、</u>同一の指定医療機関において、他に公費負担医療を受けた場合は、高額療養費の自己負担限度額まで追加の窓口負担が発生する可能性があるので閉意してください。
- 5. <u>3の条件を満たして</u>窓口負担が1万円になった場合でも、審査支払機関の審査の結果によっては、条件を満たさないことになり、追徴となる可能性があるので留意してください。
- 6. 本証の交付を受けた原は、必ず、入院している指定医療機関に提示していください。

- 9. 都道府県外へ転出する場合(住民票を移した場合)において、転出後も本事業に参加し、参加者証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに、住所等変更箇所を記載した交付申請書を、本証と、転居先の都道府県が定める交付申請書に添付する書類(住民票等)を添えて、転出先の都道府県知事に提出してください。
- 10. 指定医療機関に入院(複数の指定医療機関に入院した場合を含む。)し、2の医療を受けた場合で、都道府県知事に質選払いを請求する場合は、本証の写しを都道府県知事に提出することになります
- 11. 厚生労働省の研究事業に協力することの同意の撤回を希望する場合、及び事業への参加を終了したい場合は、下の連絡先(本証を交付した都道府県の担当係)宛てに、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」に必要事項を記載し、本証を添えて提出してください。なお、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」を都道府県が受理した日に属する月の末日までは、同意が撤回されないことに留意してください。
- 13. 本証を不正な目的で用いないでください。また、本証の利用は誠実に行ってください。
- 14. その他の問い合わせは下記に連絡してください。

連絡先 電道的サラス部 関い 賃 111 000 000 000 0000

別多	FK 样	式例	15	

	肝がん・重度肝硬変	治療研究促進事	「業参加終了通知書	T.
公代負担者番号				
公費負担医療の 受給者番号				
住 所				
本 n 亦 な 氏 名				
生年月日	年	月	E	男 • 女
参加者証の	自	Œ.	月	[]
有 効 期 間 (直近のもの)	至	年	月	B
助成制度の	ė	47.E	月	[3]
利用実績	至	47.	月	
終了年月日	年	月 日	(※受理日の月のオ	₹日)
終了の理由	1. 参加終了申請書の2. その他(	提出		)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業への参加は、上記終了年月日をもって終了することを 通知する。なお、同日付をもって、本事業に関する臨床データ (臨床調査個人票等) の活用を終 了するものとする。

年 月 日

(都道府県名) (都道府県知事名) ⑩

### 別紙様式例5

公費負担者番号					
公費負担医療の 受給者番号					
生 亦					
かりが な 氏 名					
生 年 月 日	45	月	E	男	· 女
参 加 者 証 の 有 効 期 間 (直近のもの)	自	年 年	月 月	H H	
助成制度の利用 実績	自	年年	月 月	日田	
終了年月日	年	月 日	(※受理日の月の	0末日)	
終了の理由	1. 参加終了申請書 2. その他(	の提出			)
参加終了申請時 の 医 療 機 関					)

年 月 日

(都道府県名) (都道府県知事名) ⑩

# 改正前

님	扫	54	8.	1	[6]	ß

#### 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業人院医療記録型

推が方く性能度射硬要により入院し、現存には、の記録型が、推定接板機関の認り、最初型に提示し、くっさい。 また。都道所限に確認払いを請求する場合は、この記録型の写しを請求者に添信。 くじざい

- 情定性療長期の会計窓口の方 マロボ郷い この人院医療記録悪が操っされまし、 - 肝至ん・重度肝硬乳人院関係医療につかる記録の記載をお願い致しませ

16-85	4.854.10	160	1)	11
(b)N	F150E			

#### △年○月

Biff	医療機關名 (印)	医极内容	人以間性施設の自己食用品・	ROXMA	никомписаци	保険物報号
	医规模测名 (印)	EWNS	BEARD OF	AMERO AMBACUTARM	医肾 14 84	被保険者証の記号=情号
LUMB		□ 関施要網3 (2) に 定める肝がん = 頻度	ΔΔΗ	VVH	<u> POO</u>	
39010		<b>肝伊食入院側側医</b> 瓜	POOP	998		
-3380		D 実施要用3 (2) に	ΔΔΕ	<u> ∇</u> ∇E	PLOO	
NY CO		定める軒がん 東度 肝検査入区関係価額	OOB	<b>9.0</b> E		

1) 当該日の人際関係医療の自己負担請(1制~3利)が入院関係医療の高額概要費等定基単額を超えたときの指定医療機関は、次の項目(数値)の入力を

当該月川町の12月において、人館関係医療の自己負担額(1 祭~3 割)が入院関係医療の高額使 要要客定基準額を担えた月散のカウント

/12 た場合は、右側にO を入れてください

② 10の数値が「4 / 1.21 以上である場合で、当該月の入院駅底底のを特定条件給付対象便差としてその自己負担額を1万円としたときの場定販債役別は、指定医療機関でとに、次の項目(数値)の入力を行ってください。 /12 を入れてください

当該月以前の12月において、指定監療機関ごとに、入院関係医療を特定疾 資格付対象療養として、その直己負担難を1万円とした月数のカウント

注目上記さば各事の出土は、「1000年」といえしてください。それがあります。 大学であるの自己の制度(11年-24年 左右)、このは入屋においては、1年・24年入上では後のの主の場合を得るますがあるます。 「中央人してください。」
 注2日によるする場合は、19年代の自己を参考に係ると協会を得るませませんがくったが、上述さり表面では、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によったのでは、19年代の自己を表面によった。

#### △年○月

目付	医规模制名(印)	医疲内器	人間関係変数の自己な同様。	EDIUM	他は長春の英雄の天仏の	技術教育等
D 14	成別信用(日(日)	E DX P1 45	入は別名五巻の高油売業自 日本基本語 ユニ	展議が重点 再級の専門及びます場	40 (4 5)	被保証者型の証券・委号
-040		D 黄色単側3 (2) に 定める肝がん: 原度	ΔΔΕ	VVA	POO	
-1886.00		だ何をA款関係医療	PLOC	<b></b>		
Liters		口 英族領領3 (21 に	ΔΔΕ	PVP	POO	
360		定める肝がん - 司度 肝硬素入院関係医療	POO	<b>998</b>		

① 当城月の入院関係医療の自己負担額((記~)和)が入院関係医療の高級後号異算定基準額を組えたときの批定医療機関は、次の項目(数額)の入力を

行ってください。

当該月以前の12月において、入院関係医療の自己負担額(1割~3割)が入院関係医療の高額費 養費算定基準額を超えた具数のカウント

た場合は、右側にO を入れてください

② ①の数数が「4/12」以上である場合で、当該月の人院関係所改を特定疾病給付対象検索としてその自己負担所を1万円としたときの指定係改施 開注、指定医療機関ことに、次の項目(整備)の入力を行ってください。

塩誌月以配の12月において、指定医療機器ごとに、入能関係医療を特定疾 歯給付対象機器として、その自己負担助を1万円とした月数のカウント DESCRIPTION AND DESCRIPTION OF THE PERSON AND DESCRIPTION OF THE P

(2) 上記される場合は、10000年1上記入してたるが、それは彼の場合は、人と実施しあり合われます。12年、人の記入権においては、12年、人が記入しては、20年入上では、20年入上では、20年入上では、12年、人が12年、12年、人が12年、12年、人が12年、12年、日本のは、12年、12年、日本のは、12年、日

#### △年○月

			人民が成長者の自己な世紀	五口水瓜M	MARDERREIM	WHERM
日付	医療機關名(印)	医僚内容	AMMERICAN CITY	AMOS G D Z B A M	PE 194 70	作品の試力が設定 - 香号
- ARRI		D 英格優集3 (2) に	F'ΔΔ	<u> </u>	00A	
28BH(C	1	定める軒がん - 型成 肝硬変入腕関係価額	PLOO	<b>99</b> E		
Den		① 実施受明3 (2) II	ДДР	꼬꼬ฅ	QQPI	
(899)	1	定める計がん・重度 肝硬度入院関係医療	POO	<b>99</b> E		

① 当該員の人誌関係原数の自己負担値(IM~JM)が入院制係医療の高級後毒者質定从単値を加えたときの指定透療機関は、次の項目(数級)の入力を

行ってください。

当該其をカウントし た場合は、右欄にO 当旅月以前の12月において、入陸関係医療の自己負担額(1割~3割)が入陸関係医療の高額度 要費等定基準額を超えた月数のカウント

② ①の数値が「4/12)以上である場合で、当該月の人民間征援側を持定疾棄給付対策債券としてその自己負担値を1万円としたと変の指定保債機能は、指定保債機関とに、次の項目(額値)の入のを行ってください。

/12 単版月をカウントした場合は、右側にO 当該月以前の12月において、接定派便機関ごとに、入院関係派遣を特定疾 病給付別発便要として、その自己負担額を1万円とした月散のカウント

注2 上にては出する場合は、110000円では入してください。それに外の場合は、入院禁錮を集め自己が開発しませる。このに入院に対しては、1 たっとは行人に対象をある人が必要用ではないに対えておける。この人に対象をようの意思を表しませます。「を見入してもたい」。
 注2 上によっては、は、1 年度人は日本の事業を表している。「日本の事業を表している。」というとは、1 年度入している。「日本の事業としているがはいるのです。」というとは、1 年度の事業としているがはいるのです。「日本の事業としているがはいるのです。」というとなっている。

别紙様式例 6

#### 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票

①患者の方へのお願い

肝がん又は重度肝硬度により人院した場合には、この記述票を、指定医療機関の窓口に忘れずに提示してください。 また、都道府県に作選払いを請求する場合は、この紀帰県を請求書に添付してください。

の指定医療機関の会計窓直の方へのお願い。

この人院医療記録票が提示されましたら、肝がん・重度肝硬変人院関係医療にかかる記録の記載をお願い致します。

氏名	生年月日	年 月 日
fledi	刊别	

#### A作 5月

п́ы	医療機関名 (和)	18.001438	大川県は10年の自己では第三 三日 2月上海10年	保険種別	保険者番号	
		12, 00, 144	新海域市 作中 该用分析医 (g)	16 to + 25 to	DEPCT IF 75	
ARZHES		ご 実定要例3 (2)に定める	<u> ۱۱۵۰۵ ایا ۵۵</u>			
1900		肝ぶん・重度肝硬変人院関係医療	<u>Oor</u> ×			
*2000		( 実施要割3 (2) に定める	39 <u>2 Cult</u>			
		肝がん・重度肝硬変人院関係医療	<u>Oorx</u>	i i		

把書類支援は (2) に重める能がん。現場事務を大阪関係接続が高速販査者に該当したかどうかをチェックしてください。

#### 1. (18 · III

自付 医療機関名 (額)		灰塘内容	大学的でするの目ではかかる 一部ではその他の ではかがままり	「保険所別」 	保険者許步
10		「実施要調3 +2 ) に定める	旅門の任任 (A) カム円といび門	25-25	
1000		肝がん、重度肝硬度人院関係医療	<u>UorX</u>		
THEFT		[] 実施要調3 (2) に定める	1100 z Plac		
-387	1	- 肝がん・重度肝硬を人間関係医療	Char &		

※実験要調3 (2) に定める肝がん・亜度肝研制人院関係に導か高額吸収費に該当したかからかをチェックしてください。

#### AROH

再位 医療機関名 (印)		医废内容	A TERRO SOUTH CHARLES	保険値別 被開催を記せ 315 - 315	保险者許り
133		1 実施要得3 (2) に定める		2000	
1365111		肝がん・重度肝理変人同門係医療	(Dorse		
1375(0)		1   実施要領3 (2) に定める	NUZICKが国		
Omit		肝がた。飛進肝硬要人院関係医療	<u>∵or×</u>		

※主権要綱() (2) に定める肝がん・重度肝硬重人論関係用導力論制度を管に関係したかどうかをチェックしてください。

#### 25(6.0)}

	The second second second	MID Lake	大公田田平原の自己当中類と と後と自己でおりか	保险種別	Alleya Mark III
FLft	医療技術名 (自)	医原内容	10 70 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	度性値であり) 変数・推り	保険者番号
1,152,011		『 実施要例3 (2) に定める	MOUNT		
16.0		肝がん・重度肝硬度人院関係医療	Jorx		
1386		王 実施世制3 (2) に定める	<u> ۱۹ من کروالم د</u>		
1974		肝治人。重度肝硬变人院胃暴医療	Oets		

金字原要利は(2)に定める肝がん、重度肝梗素人院関係医療が認知度養養に該当したかどうかをチェックしてください。

(別紙様式例7)

#### 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書

•	•	知	46	殿			415	- 11	H
					請求者 (参加者)	住所 〒			
						氏名			
						電話番号	(	)	=:

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の医療費を下のとおり請求します なお、支払金額は次の口座に振り込んでください。

参加者氏名		公費負担者 番号		
		公費負担医療 の受給者番号		
	MANTE I	1860	发现中: F	46300
振达口座		:II:4)r4		the class of the cold
(請求者)	inet	25 B 25 Ac		***************************************
	.rv 0	TO THE KI K		

※提出にあたっての注意事項。

- 1. 本謝求書とともに、下記の書類を添付の上、手続きを進めてください。
  - ① 請求者(参加者)の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保 険者証の写し
  - ② 請求者 (参加者) の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の写し
  - ③ 請求者(参加者)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票の写し
  - ① 当該月において受診した全ての医療機関が発行した領収書及び診療明練書
  - ⑤ その他(都道府県知事が必要と認める書類)
- 2. 請求者(参加者)の押印欄に必ず押印してください。
- 3. 振込口座については、請求者(参加者)の名義の口座を記載してください。

ŧ.	Vil)	10	竹	Dis.	nil.	Λ,	栅	þ

決定額	10.5	l b	ij	r	ñ	T.	Ĥ
						/	

(別紙様式例7)

### 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書

•	•	źar	-Jr	敝					年	IJ	£
					請求者	(参加者)	住所 〒				
							氏名				
							電話番号	(	>	-	

肝がん・重度肝硬度治療研究促進事業の医療費を下のとおり請求しますなお、支払金額は次の口座に振り込んでください。

3- 0 W A		MATERIA III	W. W. W. W.	 *****	公骨負担 番号	者				
参加者氏名					公費負担 の受給者					V
	00000121E					2:00	支援的一座	8	P((5)()	
振込口座						108309		1	46 - 41	PM
(温水者)	LUME		- 8		A- 11 A	10		*********		
	#F 45				11 14 9	X.				

※提出にあたっての注意率項。

- 1. 本請求書とともに、下記の書類も提示及び写しを添付の上、手続きを進めてください。
  - ① 請求者(参加者)の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保 険者証
  - ② 請求者(参加者)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証
  - ③ 請求者(参加者)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票
  - ① ③の記録票の提出ができない場合は、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係 医療(高額療養費が支給されるものに限る。)のうち、当該医療の行われた月以前の12月 以内に、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給される ものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある旨を証明できる書類(例;額収証と診療明 細書 など)
  - ⑤ その他(都道府県知事が必要と認める書類)
- 2. 請求者(参加者)の押印欄に必ず押印してください。

(都道府県記入欄)

医虚費决定額	We	1:37	1j	f <sup>5</sup>	rt	14	E

(別紙様式例8)

年 月 日

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書

知事 様

開設者の住所(法人の場合は主たる事務所の所作地)

開設者の氏名(法人の場合は法人の名称と代表者の離・氏名)

[:[]

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による指定医療機関として指定を受けたいので 申請します。

なお、指定の上は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び肝がん・重度 肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いの定めるところに従って、医療を担当します。

31

医療機関	名称		性語	(		)
	極 類	病院	(E)	診療所	(有床)	
	所在地					
154	医療機関コード					
開	設年月日	作	月	B		
1981	住所 (※1)					
設者	氏名 (※2)					

- □ 実務上の取扱い別添3に定める医療を行うことができる施設である。
- □ 指定医療機関に求められる以下の役割を行うことができる。
- ・肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び入院記録票の交 付を行うこと。
- ・入院記録票の記載を行うこと。
- ・患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療に従事している医師に個人要等を作成させ、交付すること。
- ・当該月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変人院関係医療(高額症養費が支給されるものに限る。)を受けた月敷が既に3月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変人院関係医療(一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額症養費算定基準額を超えるものに限る。)が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
- ・その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること。
- ※ 1 開設者が赤人の場合は。法人の目たる事務所の所在地 ※ 2 )開設者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名

#### (別紙様式例8)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書

知事 様

住所	
<u></u> 氏名	
	[3]

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。

なお、指定の上は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び肝がん・ 重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いの定めるところに従って、医療 を担当します。

367

	名称		電話 (		
医療	種類	病院		診療所	
機関	所在地				
1-361	医症機関コード				
閉	設年月日	 क्ष	月		
開設	住所 (※1)				
	氏名 (※2)				

- □ 実務上の取扱い別添3に定める医療を行うことができる施設である。
- □ 指定医療機関に求められる以下の役割を行うことができる。
  - ・肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び入院記録 粟の交付を行うこと。
  - 入院記録票の記載を行うこと。

  - ・本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療(<u>高額療養費が支給される</u>ものに限る。)が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
  - ・その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること。
- ※11 開設者が独入の場合は、法人の主たる平務所の所在地 ※21 開設者が独入の場合は、法人の名称及び代表者氏名

## 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い

## 1. 医療給付の申請について

(1) 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日健発第0627第1号厚生労働省健康局長通知)の別添「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)3に定める医療の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式例1による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(以下「交付申請書」という。)に以下の①から③の区分により、それぞれに掲げる書類を添えて、申請者が居住する都道府県知事に申請するものとする。なお、65歳以上75歳未満の者が、後期高齢者医療制度に加入している場合は、③75歳以上の申請者の例によるものとする。

# ① 70歳未満の申請者

- ア 別紙様式例 2 による臨床調査個人票及び同意書(臨床調査個人票については実施要綱 5 (1)に定める指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)の医師、同意書については原則として患者本人が記入したもの。以下「個人票等」という。)
- イ 申請者の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し
- ウ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度 額適用認定証等」という。)の写し
- エ 申請者の住民票の写し
- オ 別紙様式例 6 による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票(以下「入院記録票」という。)(医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、指定医療機関において実施要綱3(2)に定める肝がん・重度肝硬変入院関係医療(以下「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」という。)(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あることが記録されているもの)の写し
- ② 70歳以上75歳未満の申請者

### ア 個人票等

- イ 申請者の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写 し
- ウ 限度額適用認定証等の写し(但し、所得区分が一般にあたる者を除く)
- エ 所得区分が一般にあたる者は、申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類

- オ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
- カ 入院記録票(医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月 以内に、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療 養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あることが 記録されているもの)の写し
- ③ 75歳以上の申請者
  - ア 個人票等
  - イ 申請者の氏名が記載された後期高齢者医療被保険者証の写し
  - ウ 限度額適用認定証等の写し(但し、所得区分が一般にあたる者を除く)
  - エ 所得区分が一般にあたる者は、申請者及び世帯全員の住民税課税・非課税 税証明書類
  - オ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
  - カ 入院記録票(医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月 以内に、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療 養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あることが 記録されているもの)の写し
- (2) 実施要綱6(2) ただし書により、更新の申請を行う場合には、個人票等の添付は要しないものとする。
- (3) 2 (5) の参加者証の交付を受けた者(以下「参加者」という。)であって、当該参加者証の記載内容に変更がある場合(9の場合を除く)については、当該参加者証を交付した都道府県知事に対し、変更があった箇所を交付申請書に記載し、参加者証及び変更箇所にかかる関係書類を添えて提出するものとする。
- 2. 対象患者の認定及び参加者証の交付手続き等について
- (1) 都道府県知事は、交付申請書等を受理したときは速やかに当該申請に対する認定の可否を決定するものとする。
- (2) 都道府県知事は、実施要綱6(1)に定める認定を行う際には、個人票等に基づき、別添1に定める対象患者の診断・認定基準(以下「診断・認定基準」という。)に該当する患者であることを適正に認定するものとする。この場合において、都道府県知事は、必要と認めるときは、実施要綱6(1)に定める認定協議会に意見を求めるものとする。
- (3)都道府県知事は、実施要綱6(1)に定める認定を行う際には、医療の給付を受けようとする日の属する月以前の12月以内に、指定医療機関にお

いて肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あることを確認するものとする。

- (4) 都道府県知事は、実施要綱6(1)に定める認定を行う際には、限度額適用認定証等、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証その他所得の状況を把握できる書類に基づき、申請者が実施要綱4(2)の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、(2)による認定及び(3)による確認が行われた申請者が加入する保険者に対し、医療保険における所得区分の認定を行うために必要な書類等を添えて照会を行い、当該申請者に適用される医療保険における所得区分について参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。
- (5) 都道府県知事は、(4) により医療保険における所得区分に係る記載を行った申請者を対象患者と認定したときは、速やかに当該患者に対し、別紙様式例3による参加者証を交付するものとする。
- (6) 都道府県知事は、認定を否とした場合には、具体的な理由を付してその結果を申請者に通知するものとする。
- (7) 参加者証については、原則として、有効期間は1年以内とし、交付申請書等を受理した日の属する月の初日から起算するものとする。

### 3. 認定の取消について

(1)参加者は、参加者証の有効期間内に実施要綱7(2)に定める研究に協力することの同意を撤回したい等認定の取消を求める場合は、参加者証を交付した都道府県知事に対し、別紙様式例4による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書(以下「参加終了申請書」という。)を提出するものとする。その際、交付を受けている参加者証を添付しなければならない。

なお、申請時期にかかわらず、参加終了申請書の受理日の属する月の末日 までは同意の撤回はできない。

- (2) 都道府県知事は、認定を取り消すこととした場合は、速やかに別紙様式例 5による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了通知書(以下「参加 終了通知書」という。)を参加者に送付するものとする。その際、都道府県 知事は、遅滞なく、厚生労働大臣に参加終了通知書の写しを送付しなければ ならない。
- (3)(2)により認定を取り消すこととした当該参加者の認定の有効期間は、 参加終了申請書の提出を受けて認定を取り消す場合は、その申請時期にか かわらず、参加終了申請書の受理日の属する月の末日まで有効となるもの とし、参加終了申請書の提出によらずして都道府県知事が認定を取り消す

場合は、認定を取り消すこととした日の属する月の末日まで有効となるものとする。

# 4. 入院記録票の管理について

(1)都道府県知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・ 重度肝硬変(非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。)と診断された患者 (以下「肝がん・重度肝硬変患者」という。)に対し、入院記録票を交付す るものとする。

なお、入院記録票は指定医療機関を経由して交付できるものとする。

- (2)入院記録票の交付を受けた肝がん・重度肝硬変患者は、指定医療機関に入 院する際に入院記録票を当該指定医療機関に提示するものとする。
- (3)入院記録票を提示された指定医療機関は、肝がん・重度肝硬変患者が別添 2に定める病名を有して、当該指定医療機関に入院して実施要綱3(1)に 定める肝がん・重度肝硬変入院医療に該当するものとして別添3に定める 医療行為(以下「肝がん・重度肝硬変入院医療」という。)が実施された場 合は、入院のあった月毎に入院記録票に所定の事項を記載するものとする。

# 5. 対象患者が指定医療機関に対し支払う額

指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(一の指定医療機関における当該医療であって一部負担額が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第7項に規定する特定疾病給付対象療養(以下「特定疾病給付対象療養」という。)に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。)を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある旨の記載がある入院記録票を提示した者は、実施要綱3(3)に定める医療に係る医療費として、当該指定医療機関に対し、実施要綱5(2)②イに定める金額を支払うものとする。

- 6.対象患者が 5.により自己負担額の軽減を受けることができない場合の取扱い
  - (1)指定医療機関に入院して肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある者が、5によって自己負担額の軽減を受けることができない場合は、実施要綱3(3)に定める医療に要した医療費のうち実施要綱5(2)②に定め

る金額を都道府県知事に請求することができるものとする。

- (2)(1)に定めるところにより請求を行おうとする者(以下「請求者」という。)は、別紙様式例7による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費 償還払い請求書に、次に掲げる書類を添えて、請求者が居住する都道府県の 知事に申請するものとする。
  - ア 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者 医療被保険者証の写し
  - イ 請求者の参加者証の写し
  - ウ 請求者が指定医療機関に入院して肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた参加者であって、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある旨の記載がある入院記録票の写し
  - エ 当該月において受診した全ての医療機関が発行した領収書及び診療明 細書

オ その他、都道府県知事が申請内容の審査に必要と認める書類

(3)(1)による請求を受けた都道府県知事は、(2)に掲げる書類を審査した 結果適当と認める場合は、請求者に対し、実施要綱3(3)に定める医療に 要した医療費のうち、実施要綱5(2)②に定める金額を交付するものとす る。

### 7. 指定医療機関の指定及び役割について

- (1) 実施要綱5(1) の定めによる指定医療機関の指定を受けようとする保険 医療機関は、別添様式例8による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定 医療機関指定申請書(以下「指定申請書」という。) を都道府県知事に提出 するものとする。
- (2) 都道府県知事は、肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができ、かつ、本事業の実施に協力することができる旨を記載した指定申請書を提出した保険医療機関を肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関として指定するものとする。また、都道府県知事は、指定した指定医療機関について、別紙様式例9により厚生労働大臣へ報告するものとする。なお、都道府県知事が、指定医療機関の指定の取消を行ったときも同様とする。
- (3) 都道府県知事は、自らが参加者証を交付した参加者が、他の都道府県知事の指定を受けている指定医療機関において実施要綱3(3)に定める医療を受けた場合には、当該指定医療機関を自ら指定した指定医療機関とみなして、実施要綱3(3)に定める医療に要した医療費のうち、実施要綱5(2)

- ②に定める金額を交付するものとする。
- (4) 指定医療機関は、次に掲げる役割を担うものとする。
  - ① 肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び入院 記録票の交付を行うこと。
  - ② 入院記録票の記載を行うこと。
  - ③ 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること。
  - ④ 当該月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療(一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。)が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
  - ⑤ その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力する こと。
- (5) 指定医療機関は、指定申請書の内容に変更があった場合は、速やかに都道 府県知事に届け出るものとし、指定医療機関であることを辞退するため指 定医療機関の指定の取消を求める場合は、参加者の利用に支障のないよう 十分な時間的余裕をもって事前に届けるものとする。
- 8. 対象医療及び認定基準等の周知等について

都道府県知事は、本事業の適正な運用を確保するために指定医療機関に対して本事業の対象医療及び診断・認定基準等の周知に努めるものとする。

また、都道府県知事は、指定医療機関に対して定期的な指導・助言を行うよう努めるとともに、本事業を適正に実施していない指定医療機関に対して、本事業の適正な推進に必要な措置を講じるものとする。

9. 都道府県外へ転出した場合の取扱いについて

参加者は、都道府県外へ転出し、転出先においても引き続き当該参加者証の 交付を受けようとする場合には、転出日の属する月の翌月末日までに、転出前 に交付されていた参加者証、変更部分を記載した交付申請書、1 (1)の①か ら③の区分によりそれぞれに掲げる書類(個人票等及び入院記録票の写しを 除く)を添えて転出先の都道府県知事に提出するものとする。転出先の都道府 県知事は、当該提出があった旨を転出元の都道府県知事に伝達するとともに、 転出日の属する月の転出日前に肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われて いない場合は、実施要綱3 (3)に定める医療に要した医療費のうち、実施要

# 綱5(2)②に定める金額を負担するものとする。

なお、この場合における参加者証の有効期間は、転出日からとするのを原則として、転出前に交付されていた参加者証の有効期間の終期までとする。

### 10. 代理申請等

1の医療給付の申請、3の参加終了の申請、6の償還払いの請求及び9の転出先の都道府県知事への届出については、代理人に手続きを委任することができるものとする。

# 11. 情報収集

都道府県知事は、必要に応じて、本事業のより効果的な運用に資するための 情報収集等を行うことができるものとする。

# (別添1)

# 肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の診断・認定基準

医師が肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)と診断し、臨床調査個人票を作成し、それに 基づき都道府県知事が認定する際の基準を以下の通り定める。

- ○ウイルス性であることの診断・認定
  - 1)「B型肝炎ウイルス性」であることは、HBs 抗原陽性あるいは HBV-DNA 陽性、のいずれかを確認する。
  - \*B型慢性肝炎の HBs 抗原消失例を考慮し、HBs 抗原陰性であっても過去に半年以上継続する HBs 抗原陽性が認められるものは、含まれることとする。
  - 2)「C型肝炎ウイルス性」であることは、HCV 抗体陽性(HCV-RNA 陰性でも含む) あるいは HCV-RNA 陽性、のいずれかを確認する。
- ○肝がんであることの診断・認定

現在あるいは以前に肝がんであることを、原則として次のいずれかの方法で確認する。ただ し、「肝がん」は原発性肝がん及びその転移のことをいう。

- ・画像検査
  - 造影CT、造影MRI、血管造影/造影下CT
- 病理検査

切除標本、腫瘍生検

○重度肝硬変(非代償性肝硬変)であることの診断・認定

現在あるいは以前に重度肝硬変(非代償性肝硬変)であることを、次のいずれかの基準で判定する。

- ·Child-Pugh score 7点以上
- ・別添3の2に定める「重度肝硬変(非代償性肝硬変)の医療行為」または、4に定める「重度肝硬変(非代償性肝硬変)治療の医療行為と判断する薬剤等」のいずれかの治療歴を有する。

# (別添2)

# 肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の病名の判定基準

# 1. 肝がん患者であるかの判定基準

# 電子カルテ用 ICD10 対応標準病名マスター

病名	病名管理番号	ICD10 コード	病名交換用コード
肝癌	20057051	C220	C5L0
肝細胞癌	20057070	C220	U7HP
原発性肝癌	20060439	C220	HU4F
肝細胞癌破裂	20099318	C220/K768	GDUC
肝内胆管癌	20057132	C221	VF8J
胆管細胞癌	20070164	C221	PFSN
混合型肝癌	20087874	C227	G3VC
肝癌骨転移	20087470	C795	FT2V

# 2. 重度肝硬変(非代償性肝硬変) 患者であるかの判定基準

# 電子カルテ用 ICD10 対応標準病名マスター

病名	病名管理番号	ICD10 コード	病名交換用コード
肝不全	20057155	K729	S3TE
非代償性肝硬変	20074455	K746	RGML
慢性肝不全	20076391	K721	R8R3
B型非代償性肝硬変	20100410	B181	J13K
C型非代償性肝硬変	20100412	B182	EF6J
肝腎症候群	20057092	K767	BB1J
肝肺症候群	20090073	K768	VNRP
肝性昏睡	20057095	K729	KHRO
肝性脳症	20057096	K729	N50L
肝性浮腫	20057097	R609	E188
肝性腹水	20057098	R18	UBQ0
肝浮腫	20057156	K768	USD3
難治性腹水	20072330	R18	L8C7
腹水症	20075375	R18	SQTN
肝性胸水	20088105	K769/J91	DROE
肝細胞性黄疸	20057071	K729	J4UV
胃静脈瘤	20054220	I864	ЈЕ9Н
胃静脈瘤出血	20094926	I864	UFU2
胃静脈瘤破裂	20094925	I864	HRMP
食道静脈瘤	20065291	1859	UAFB
食道静脈瘤出血	20065292	1850	TC7G
食道静脈瘤破裂	20065293	1850	M8GP
食道胃静脈瘤	20087148	1859/1864	F6F7

肝硬変に伴う食道静脈瘤	20096774	K746/I982	J6S5
肝硬変に伴う食道静脈瘤出血	20102608	K746/I982	P711
門脈圧亢進症	20077171	K766	G19D
門脈圧亢進症性胃症	20088064	K766	P7M7
門脈圧亢進症性腸症	20093513	K766/K638	HJ0Q
門脈圧亢進症性胃腸症	20093515	K766/K928	TEVN
細菌性腹膜炎	20062300	K658	EJSD

#11

# (別添3)

# 肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の治療目的の 入院と判断するための医療行為一覧

# 1. 肝がんの医療行為

-	4
=	4/KT
- 3	LI.3

区分番号	診療行為名称	請求コード
K695-00	肝切除術(部分切除)	150362610
K695-00	肝切除術(亜区域切除)	150362710
K695-00	肝切除術(外側区域切除)	150362810
K695-00	肝切除術 (1区域切除 (外側区域切除を除く))	150362910
K695-00	肝切除術 (2区域切除)	150363010
K695-00	肝切除術(3区域切除以上)	150363110
K695-00	肝切除術 (2区域切除以上で血行再建)	150363210
K695-02	腹腔鏡下肝切除術(部分切除)	1 <b>5034</b> 8010
K695-02	腹腔鏡下肝切除術(外側区域切除)	150348110
K695-02	腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除)	150388710
K695-02	腹腔鏡下肝切除術(1区域切除(外側区域切除を除く))	150388810
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (2区域切除)	150388910
K695-02	腹腔鏡下肝切除術 (3区域切除以上)	150389010
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(2cm以内)(腹腔鏡)	150378410
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(2cm以内)(その他)	150378510
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (2cmを超える) (腹腔鏡)	1 <b>50</b> 378610
K697-03	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (2cmを超える) (その他)	150378710
K697-02	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(腹腔鏡)	150378210
K697-02	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(その他)	150378210
K615-00	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)(選択的動脈化学塞	栓術)
		150376810
K615-00	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)(その他)	150360710
K697-05	生体部分肝移植術	150284810
処置		
J017-00	エタノール局所注入	140050910
D412-00	経皮的針生検法	160098010
放射線治療		
M001-00	体外照射(高エネルギー放射線治療)	180020710*
M001-02	ガンマナイフによる定位放射線治療	180018910
M001-03	直線加速器による放射線治療	180026750*

### 注射

G003-00 G003-03	抗悪性腫瘍剤局所持続注入 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入	130007510 130010410
画像診断		
E003-00	造影剤注入(動脈造影カテーテル法)(選択的血管造影)	170027110
* 該当する区	<b>区分の検査すべてを含む。</b>	

# 2. 重度肝硬変 (非代償性肝硬変) の医療行為

# <u>手術</u>

3 114		
区分番号	診療行為名称	請求コード
K532-00	食道・胃静脈瘤手術(血行遮断術を主とする)	150136110
K532-00	食道・胃静脈瘤手術(食道離断術を主とする)	150136210
K532-02	食道静脈瘤手術(開腹)	150136350
K532-03	腹腔鏡下食道静脈瘤手術(胃上部血行遮断術)	150366910
K533-00	食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡)	150136510
K533-02	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	150270150
K615-00	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)(選択的動脈化学塞根	全術)
		150376810
K621-00	門脈体循環静脈吻合術(門脈圧亢進症手術)	150154510
K635-00	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	150159710
K635-02	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	150260450
K668-2	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	150401110
K711	脾摘出術	150179810
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	150271850
K697-05	生体部分肝移植術	150284810
処置		
<del></del>	胸腔穿刺	140003210*
J008-00	持続的胸腔ドレナージ	140004110
J019-00	腹腔穿刺(人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む)	140003610
J010-00	持続的腹腔ドレナージ	140004510
J021-00	特航的腹腔トレナーン	110001010
画像診断		
E003-00	造影剤注入(動脈造影カテーテル法)(選択的血管造影)	170027110
* 該当する区	区分の検査すべてを含む。	

# 3. 肝がんの医療行為と判断する薬剤等(一般名)

# (1) 化学療法

殺細胞性抗癌剤:エピルビシン、ドキソルビシン、シスプラチン、ミリプラチン、マイトマイシンC、フルオロウラシル、ゲムシタビン、テガフール・ウラシル等

分子標的治療薬: ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ等

### (2)鎮痛薬

オピオイド:モルヒネ、フェンタニル、ペチジン、ブプレノルフィン、ペンタゾシン、エプタゾシン、トラマドール、オキシコドン等

### 4. 重度肝硬変 (非代償性肝硬変) の医療行為と判断する薬剤等(一般名)

### (1) 肝性浮腫·腹水治療薬(利尿薬)

肝性浮腫あるいは腹水、難治性腹水等の病名を有し、かつ、下記薬剤を投与している場合には、重度肝硬変(非代償性肝硬変)の対象医療と判断する。

- ・バゾプレッシン受容体拮抗薬:トルバプタン
- ・ループ系利尿薬:フロセミド、ブメタニド、トラセミド、プレタニド、アゾセミド
- ・カリウム保持性利尿薬:スピロノラクトン、トリアムテレン、カンレノ酸カリウム

### (2) 肝性脳症治療薬

肝性脳症の病名を有し、効能又は効果として「慢性肝障害時における脳症の改善」を有する 薬剤(商品名:アミノレバン、テルフィス、ヒカリレバン、モリヘパミン)による治療が実施さ れている場合には、重度肝硬変(非代償性肝硬変)の対象医療と判断する。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証 ( 新規 ・ 更新 ) 交付申請書							
申請	まりがな 氏 名 生年月日	年	月日	性 別	男・女		
者(医療	住 所	>	(電話	括	)		
の   給   付	個人番号						
を受ける		被保険者氏名		申請者との続	柄		
(医療の給付を受けようとする者)	加入医療保険	保険種別	協・組・共・国・後	被保険者証記号・番			
者)	;	保険者番号					
疹	有 名						
本月	助 成 制 度 用 歴	1. あり 公費負担者番号・ 有効期間(		年 月	月)		
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について説明を受け、本事業の趣旨を理解し、同意するので、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の(新規・更新)交付を申請します。申請者氏名							
			(代理人の場合は代	理人の氏名の	記載と押印)		
		年 月 日					
			知事 殿				

<sup>※</sup>参加者証の交付後に申請内容に変更があった場合は、参加者証を交付している都道府県知事に、変更箇所を交付申請書に記載し、参加者証及び変更箇所にかかる関係書類を添えて提出すること。

# 臨床調査個人票及び同意書

7	IJ	ガ	+			性別			生	年月日(年	丰齢)		
唐	と 者	氏	名			男·女		年	月	日	(満	京	()
r				郵便番号									
住	:		所							163.			
L				電話番号	(	)							
診	断	年	月	年月	前医 (あれば記 載する)	医療機関名医師名							
検	査	所	見	直近の所見を入力 1. B型肝炎ウイルス □ HBs抗原陽性 又は HBV-DNA陽性 又は HBs抗原消失 ある) 1回目 HBs抗原 2回目 HBs抗原 2. C型肝炎ウイルス □ HCV-RNA陽 日 HCV-RNA陽 3. 血液検査 (検査 AST 血液体所回ない。 1. 身体所見(該し、) 1. 日本のでは、1.	マー検・M	年 : 66ヶ月以 : 66ヶ月: : 50ヶ月: : 3年年 月 AL血 入上) ・ 200 ・	月 日) 月 日) 隔を空けてす 年 月 月 エックを日) エリルビン 査日: ゴリルビン 査日:	日) 日) よれる) _ U/	L mg/dL	血小木 プロト۱	反数 ロンビン時 「		
診	断	根	拠	肝性脳症 (□な 【肝がんの場合】(該 □画像検査(□ 切 同病理検査(□ 切 こその他の場合に ※その他の場合に 【重度肝硬変(非代 □ ChildーPugh □ 別に定める「重 (当該医療行	当する項目 影CT、 口 除標本、 C は、その具体 賞性肝硬変) score で7点 度肝硬変(3	にチェックを入 造影MRI、 〕腫瘍生検) 本的な内容を の場合】(該) な以上(検査 昨代償性肝硬	<ul> <li>れる)</li> <li>□ 血管造影</li> <li>(検査日:</li> <li>記載のうえ、木 当する項目に 日:</li> <li>年</li> <li>変)の医療行</li> </ul>	/造影 年 見拠とだ チェック	E 月 なる資料 クを入れ 日 日	日) を添付す る) 」)	ること。	月)	日)
そ記事	の 載 す	) トベ	他き項										
診			断	該当するすべての項 □肝がん □肝がん □重度肝硬変(引 □重度肝硬変(引	<b>卡代償性肝</b> 碩	(B型用 (C型用 便変) (B型用	- 炎ウイルスに - 炎ウイルスに - 炎ウイルスに - 炎ウイルスに	よる) よる)					
医	<b>寮機</b> 队	1名万	えびす	<b>听在地</b>				記載	年月日	年	月	日	
12	医師氏	名					FI	]					
					同	<u></u>	意		킅	<b></b>			
鳫	[牛学	働省	の研	「究事業について説	明を受け 本	研究事業の	取旨を理解!	、臨床	データ(	臨床調本	₹個人票等`	を提出	もし、活用さ
	3ことに								意年月日		年	月	日
									5.一刀 F 舌氏名	-	1	/1	即
							(代書		百氏名 合は代諾者	<b>斉の氏名</b>			印)

臨床調査個人票及び同意書の別紙として、指定医療機関が患者本人に臨床データの提供に関して説明するための 資料が添付されます。

資料が添付されます。 指定医療機関と患者本人との間で用いられるものとなりますが、都道府県から指定医療機関に交付していただくこと になります。

になります。 なお、すべての患者に対して同一のものを示す必要があるので、交付にあたり、記載内容の追加・削除は行わないでください。

			肝がん	<b>ん・重</b> 度	肝硬変	治療研	究促進事業	<b>美参</b> 加	者証	
公輩	負担者	番号								
	負担医療 給 者 番									
*	住	所								
参加者	氏	名								
11	生年月	月日			年		月	日	男	· 女
保	険 種	別	協・組・	共・国・征	後一被保障	倹者証の記	己号・番号		b	
保隆	検 者 番	号					  適用区分			
有	効 期	間	自至		年年		月	日日		
自己	上負 担 月	額				10,	000円	]		
都知及	道 府 事 び	県 名 印		(都道原	<b>府</b> 県名)	(都)	道府県知事名	i) (£	Ð	
交斥	力 年 月	日			年	J	1	日		
備		考								

### 注意事項

- 1. 本証を交付された方は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業(以下「本事業」という。)の 参加者となり、2の条件を満たした場合に限り、別に定める対象医療の費用のうち4月目以降の 費用について、患者一部負担の月額が1万円になります。
- 2. 本事業において助成対象となる医療は、原則として、過去12月以内に、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上あるものに限られます。
- 3. 指定医療機関の窓口での負担が1万円となるのは、同一の月に、一つの指定医療機関における 1回の入院で、肝がん・重度肝硬変入院関係医療の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた 場合です。
- 4. 同一の月に、一つの指定医療機関における複数回の入院で、肝がん・重度肝硬変入院関係医療の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えたなどの場合は、償還払いの手続きをとることになります。
- 5. 窓口負担が1万円になった場合でも、審査支払機関の審査の結果によっては、条件を満たさないことになり、追徴となる可能性があるので留意してください。
- 6. 本証の交付を受けた際は、必ず、入院している指定医療機関に提示していください。
- 7. 本証の有効期間の満了後に引き続き本事業に参加することを希望する場合は、交付申請書に必要事項を記載し、居住する都道府県の知事が定める交付申請書に添付する書類(住民票等)を添えて、<u>《本証を交付した都道府県知事》</u>に更新の申請を行ってください。
- 8. 本証の住所、氏名、保険種別、被保険者証の記号・番号及び保険者番号に変更があったとき(他の都道府県に転居した場合を除く)は、速やかに、変更した箇所を交付申請書に記載し、本証と、変更箇所に関係する書類を添えて、《本証を交付した都道府県知事》に提出してください。
- 9. 都道府県外へ転出する場合(住民票を移した場合)において、転出後も本事業に参加し、参加者証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに、住所等変更箇所を記載した交付申請書を、本証と、転居先の都道府県が定める交付申請書に添付する書類(住民票等)を添えて、転出先の都道府県知事に提出してください。
- 10. 都道府県知事に償還払いを請求する場合は、本証の写しを都道府県知事に提出することになります。
- 11. 厚生労働省の研究事業に協力することの同意の撤回を希望する場合、及び事業への参加を終了したい場合は、下の連絡先(本証を交付した都道府県の担当係)宛てに、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」に必要事項を記載し、本証を添えて提出してください。なお、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書」を都道府県が受理した日に属する月の末日までは、同意が撤回されないことに留意してください。
- 12. 本証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、<u>《本証を交付した都道府県知事》</u>にその旨 を届け出てください。
- 13. 本証を不正な目的で用いないでください。また、本証の利用は誠実に行ってください。
- 14. その他の問い合わせは下記に連絡してください。

連絡先 ○○都道府県○○部○○課○○係 (TEL:000-000-000)

肝	がん・重度肝	<b>哽変治療</b> 硕	F究促進:	<b>事業参</b> 加	<b>心終了</b> 申	請書	
公費負担者番号							
公費負担医療の 受給者番号							
住 所							M.
かりがな 氏 名							
生 年 月 日		年	月	日		男・	女
参加者証の有効期間	自 至	年年	月月		日日		
添付書類	□ 肝がん・重/	<b></b>	研究促進	事業参加者	訂正		
参加終了の理由 (任意記載)	1. 自分の臨床 2. 医療費の助 3. その他(	,,,,	_ , ,	ない		)	
省の研究事業に臨 参加しておりまし ので申請します。	たが、今般、同意 の受理日の月のま	間査個人票等 を撤回する。 〒日まで、臨	)を提供しこととし、	、活用され事業への	れることに 参加を終う	こ同意して <b>了</b> すること	本事業にとしたい
年	月日	(都道	申請者氏名			印	

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書

							年	月	日
•	•	知	事	殿	請求者(参加者)	住所 〒			
		#3				氏名			
						電話番号 (	)	N <u>2 o</u> n	

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の医療費を下のとおり請求します。 なお、支払金額は次の口座に振り込んでください。

<b>ありがな</b>		公費負担者 番号		
参加者氏名		公費負担医療 の受給者番号		
	(金融機関名)	支店	支店コード	種別
振込口座		出張所		普 通・当 座
(請求者)	口座	<b>ふりがな</b>		
	番号	口座名義		.2

※提出にあたっての注意事項。

- 1. 本請求書とともに、下記の書類を添付の上、手続きを進めてください。
  - ① 請求者(参加者)の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
  - ② 請求者(参加者)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の写し
  - ③ 請求者(参加者)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票の写し
  - ④ 当該月において受診した全ての医療機関が発行した領収書及び診療明細書
  - ⑤ その他(都道府県知事が必要と認める書類)
- 2. 請求者(参加者)の押印欄に必ず押印してください。
- 3. 振込口座については、請求者(参加者)の名義の口座を記載してください。

(都道府県記入欄)

| TAT | TAT

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書

### 知事 様

開設者の住所	(法人の場合は主たる事務所の所在地)
開設者の氏名	

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による指定医療機関として指定を受けたいので申請します。

なお、指定の上は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び肝がん・重度 肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いの定めるところに従って、医療を担当します。

記

医	名 称			電話	(			)	
療	種 類	病	院	š	診	療所(有	床)		
機関	所在地								
12.3	医療機関コード								
開	設年月日		年	月	",	月			
開	住所 (※1)								
設者	氏名 (※2)								

- □ 実務上の取扱い別添3に定める医療を行うことができる施設である。
- □ 指定医療機関に求められる以下の役割を行うことができる。
  - ・肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び入院記録票の交付を行うこと。
  - ・入院記録票の記載を行うこと。
  - ・患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること。
  - ・当該月以前の12月以内に指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(高額療養費が支給されるものに限る。)を受けた月数が既に3月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる肝がん・重度肝硬変入院関係医療(一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。)が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
  - ・その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること。

# ○○県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関名簿 <2018年12月報告版>

都道府県名

種類(※1)	指足	と 日	名称	電話番号	医療機関コード	所在地	備考
種類(※1)	<b></b> %2	жз	<i>ጎ</i> ታ የም	型的用力		77 E-5	, , , ,
	-						
							-
	-						
						1	(8)
					<del></del>		_

- ※1 種類については、病院または診療所の別を記入すること。
- ※2 実施要綱10(1)に規定する指定のあった日を記入すること。(指定のあった日の属する月から、医療費の公費負担が可能)
- ※3 実施要綱10(1)に規定する指定を受けていたものとみなされる日を記入すること。(その日の属する月から、入院記録票の記載が可能)